

【論点検討に係る意見の概要】

＜公費負担の対象とする犯罪被害者等に対する心理療法＞

1 公費負担の対象とする場合の限定の基準

(1) 「犯罪被害者等」

ア 制限の有無について

(加藤構成員、松坂構成員、中島構成員、警察庁)

- 設けるべき。
(中島構成員)
- 公費負担の対象者として理想的には「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」であり、「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とすることが望ましい。
 - ・犯罪被害者等給付金の場合：警察に届出をした被害者本人又は遺族
 - ・預保納付金による基金：警察に相談できない性暴力被害者や被害者家族(太田構成員)
- 公費負担の対象として、被害者本人や遺族以外に、存命の被害者への家族への適否を検討すべき。
(加藤構成員)
- 犯罪被害者とそれ以外の被害者を分けるべきではないか。
(久保構成員)
- 警察や民間の支援団体等が行っている相談・カウンセリングは、従来通り「被害者本人と家族・遺族等」として幅広い救済の道を確認すべき。

イ 制限の基準について

(中島構成員)

- 犯罪被害者等給付金によって支払われる場合には、警察に届出をした被害者本人あるいは遺族が対象となる。
- 犯罪被害給付金ではない新たな制度で対応する場合
 - ① 犯罪の被害によって精神的な苦痛を抱えている被害者本人、遺族、家族であること
 - ② 心理カウンセリングが必要であること
(NY州の例：相談先は複数考えられ、心理専門家あるいは医師によりカウンセリングが必要と診断されたもの)
- 損害賠償の受け取りの有無を考慮することは困難。
(加藤構成員)

- 公費負担する以上、正当化するための客観的な基準が必要
- 罪種に関する制限は設ける必要はない。
- 損害賠償の受け取りの有無に応じて給付制限規定の設定はあり得る。
- 帰責性の有無による制限には反対。

(松坂構成員)

- 罪種で限定すべき。
- 警察への届出は不要。
- 資力要件は不要。
- 帰責性については検討を要する。

(久保構成員)

- 新たな公費負担制度創設の場合は、警察への被害届又は公的機関等への申請、専門（指定）病院での診察又は専門医の診断書等の提出を原則とする。
- 被害届を出さない性暴力被害者、DV被害者等については、福祉的な対応により、できるだけ幅広い救済策を検討。

(警察庁)

- 警察への届出を要件とすべきか否か検討が必要。
- 帰責性を要件に加えることは、その判断のため警察による捜査が不可欠となる。
- 罪種、損害賠償の受取の有無、症状の重さ等により、対象者・公費負担額に一定の制限を加えることが必要。

ウ 要件具備の判断をする者について

(加藤構成員)

- 警察において要件具備を判断する。これに加えて犯罪被害者等早期援助団体から要件を備えている者を警察に連絡通報する。

(中島構成員)

- 心理専門家あるいは医師がカウンセリングの必要性を診断する（NYの例）。

(警察庁)

- 臨床心理士等は全ての都道府県警察に配置されているものではなく、警察への届出を望まない犯罪被害者等も多数いるため、警察が要件具備の判断を行うことは困難。

犯罪被害の有無及び帰責性については警察が判断しなければならないが、犯罪被害者等が心理療法を必要とする状態にあるのかどうかについては、臨床心理士等の専門的知見を有する者の判断が必要である。

(2) 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準について

(加藤構成員)

- 警察又は犯罪被害者等早期援助団体に配置され、犯罪被害者に対するサポート・サービスを提供する臨床心理士が、精神科医やより専門的なカウンセリングの必要性を判断する。

(中島構成員、松坂構成員)

- 心理専門職、心理療法の実施者

(久保構成員)

- 新たな負担を行う場合、カウンセリング実施の是非、内容、実施機関、実施対象となる被害者の範囲等を判断する認定機関が必要。

その場合、犯罪被害者等と最初に接点のある警察を主務官庁とするのが自然な流れとなる。また、受け皿として全国被害者支援ネットワークに一定の公的権限を付与し、組織の強化・充実に方向性を検討。

(警察庁)

- 臨床心理士等は全ての都道府県警察に配置されているものではなく、警察への届出を望まない犯罪被害者等も多数いるため、警察が要件具備の判断を行うことは困難。

2 公費負担の対象となる心理療法

(1) 心理療法の種類・範囲について

(加藤構成員)

- 対象となる心理療法を限定することにより、治療の範囲が限定されたり治療効果が阻害されることは避けるべき。

(松坂構成員)

- 制限なしとすべき。

(中島構成員)

- 公費負担の対象となる心理療法を規定することは困難。心理専門職が犯罪被害による影響であると認めた精神的問題に対する心理カウンセリングを対象とする。

精神的問題が犯罪被害による影響であることの判断と治療ができる技能を有する心理専門職あるいは心理機関を選定することが重要。

① 医師が行う精神療法、心理療法等

② 医師の指示に基づいて看護師や精神保健福祉士が行う心理療法、相談

- ③ 学会が認定している心理士やフェミニストカウンセラーについて犯罪被害者の治療に十分な知識や研修を備えているかを判断する機関を別途設ける方法がある。

(法務省)

- 現在、臨床心理士等が実施している捜査機関や裁判所、弁護士事務所等への同行支援等の支持的カウンセリング又はその延長・類似行為として犯罪被害者等の精神的・心理的支援に寄与する支援のうち、どこまでが公費負担の対象とされる心理療法の範囲と認められるのか整理したい。

(2) 実施者

ア 質の確保

(松坂構成員)

- 医師、臨床心理士、その他国が認める資格を有する者。
- 認定方法については、新たな認定制度の検討もあり得る。

(中島構成員)

- 臨床心理士をはじめとする各団体、学会が認定している資格を有することが犯罪被害者に適切な治療を提供できるということではない。しかし、犯罪被害者が安心して利用するため、その治療に関する研修を義務付けることは、このような研修が普及するまでには時間がかかり、現段階では現実的ではない。

(警察庁)

- 実施者の認定に当たっては、心理療法やカウンセラーに親和性のある行政機関において、認定のための枠組み等を検討する必要がある。

イ 必要とされる人数の確保

(3) 公費負担の限度（回数・期間等）について

(松坂構成員)

- カウンセリング20回程度

(中島構成員)

- 心理カウンセリングについて、被害者が必要としている期間や現在保険点数以外で行われている費用から上限を検討すべき。
- 回数のみ期間のみとするよりは、一人に支払われる上限を定める方が利用しやすい。

(警察庁)

- 重傷病給付金の支給対象となる保険診療による精神療法とのバランス

や、心理療法に要する期間の実態等を考慮して検討すべき。

3 公費負担の仕組み

(1) 公費負担にあたっての考え方（理念）

（加藤構成員）

- 地域的な偏在は避けるべき。普遍的な支援網の整備。

（中島構成員）

- すべての犯罪被害者及び家族、遺族が必要な心理カウンセリングが受けられるようにすることが目的。加害者が支払えず、また既存の公費の枠組みでは対応できないものについて公費で支援するという考え方。

（久保構成員）

- 既存制度と新規制度の組み合わせにより、新たな支援制度を創設する必要がある。

（警察庁）

- カウンセリング費用の公費負担においては、警察に届出をしていない犯罪被害者等をもその救済の範囲内に納めることの重要性。

(2) 心理療法（カウンセリング）を公費負担している既存の枠組みの拡充の可否

① 犯罪被害給付制度

（加藤構成員）

- 犯給法に基づく、医療保険の存在を前提としない新しい給付類型を設ける必要がある。

（中島構成員）

- 犯罪被害給付金の拡大については、医療保険外の適応の枠が必要となるため「心理カウンセリング給付金（仮称）」の設置が必要。

ただし、被害者家族や警察に届出をしていない被害者が利用できず、被害者が医療機関を受診することが条件となり敷居が高くなる。

そのため、新たな給付金の創設が必要である。

（久保構成員）

- 重傷病給付金・障害給付金について、入院・加療の要件や金額等の拡充に努力すべき。
- 医療保険の適用のない心理療法を対象とした新制度（例えば心理療法給付金制度）を創設する。

（警察庁）

- 重傷病給付金の拡大及び新たな給付金の創設について、どちらの場合

も支給対象者は警察に届出をした者に限定され、警察への届出を躊躇する犯罪被害者、特に性犯罪被害者の多くがこの制度を活用できない。

- 警察では、誰が行う、どのようなカウンセリングを公費負担の対象とするのかについて認定不可能な事項であるが、あらかじめ定めておく必要があり、別途何らかの措置が必要。

② 医療保険制度の適用対象の拡大（療養費等を含む）の可否

（加藤構成員）

- 医療保険の適用範囲内での心理療法は利用しにくいとの問題は、簡単には解決できないように思われる。

（松坂構成員）

- カウンセリングの点数を増やす改正、臨床心理士を国家資格化し、保険の対象に加える改正。

（久保構成員）

- 精神科専門療法への医療保険適用の拡大に向け、引き続き努力する。

③ その他既存の心理療法（カウンセリング）の公費負担制度の拡充の可否

（中島構成員）

- 現物給付（無料でカウンセリングが受けられる機関の拡充）の方法として、すべての全国ネットワーク加盟団体等において専門のカウンセリングを受けることができるように充実させる。

- フェミニストカウンセリング機関等に対し、専門的カウンセリングが行えるよう費用補助を行う。

（久保構成員）

- 犯罪被害直後に警察や民間支援団体等が行っている早期回復・軽減のための相談・カウンセリングの一層の拡充・充実を図る。

（警察庁）

- 専門的知識や技術を要する警察職員が行うカウンセリング
→ 警察へ届出をした者のみが対象となる。

- 都道府県警察による精神科医・臨床心理士への委嘱によるカウンセリング

→ 警察へ届出をした者のみが対象となる。公費負担の対象となるカウンセリングの実施者の認定に課題がある。

- 民間被害者支援団体に対する業務委託に係る相談・カウンセリング
→ カウンセリングを進めるためには、人的・財政的基盤の一層の整備が不可欠。

(3) 新たな公費支給制度の創設（例えば、現物支給を可能とする制度）の可否

（中島構成員）

- 現在ある機関を活用する方が妥当。

（太田構成員）

- 被害者が負担した心理療法の費用を償還するための給付制度と併せて、被害者が無料で心理療法を受けられるような機関や部署の創設も検討課題とすべき。

(4) 財源

（加藤構成員）

- 限られた財源をどのように投入するかを検討する必要がある。

（中島構成員）

- 警察に相談できない性暴力被害者や被害者家族については、預保納付金による基金が考えられる。

（警察庁）

- 犯罪被害給付制度の拡充（重傷病給付金の拡大又は新たな種類の給付金の創設）の場合、警察庁予算となるが、その財源をどこに求めるのかという課題がある。

(5) 公費負担の方法（既存の制度の改変の可否も含み、償還制か、現物給付制か）

（松坂構成員）

- カウンセリング実施者が国の窓口機関に対して請求する方法が良い。
- 被害者への求償はしない。

（警察庁）

- 犯罪被害給付制度の拡充の場合、裁定を経た上での支給となるため、償還制が妥当。

(6) 公費支出の実施機関

（松坂構成員）

- 国の窓口機関について要検討。

（警察庁）

- 犯罪被害給付制度の拡充の場合、警察庁となる。しかし、警察への届

出を躊躇する犯罪被害者等への公的負担を可能とする新たな公費支給制度を創設する場合は、警察以外の行政機関において公費支出を行うべき。

(7) 以上の検討を踏まえた上での犯罪被害者等にとって最適な公費負担制度の在り方

4 新制度の有効性に係る検証方法

(中島構成員)

- 利用状況、利用者の意見などの検証が必要。適正な運用実績の有無について報告義務を課すことが必要。
- モニタリング機関を設置し、利用者等に銃弾的な調査を行うことも考えられる。

5 本制度の限界と将来への展望

(中島構成員)

- PTSD 等の専門的治療等の被害者のニーズに応えられる医療・心理専門家の育成も重要。
専門家への教育の充実、公共的な医療機関（自治体病院、精神保健福祉センターなど）において、犯罪被害者治療の拠点となる機関を設立していくなどの施策も必要。